

# 令和7年度フェミサイド対策事業委託実施要領

## 1 目的

フェミサイド（女性であることを理由にした殺人）をはじめ、性差別意識に起因する加害行為や危険にさらされることのない社会の実現を目指し、インターネット・SNS利用時のリスク等に関する理解促進・注意喚起を通じた普及啓発事業を、民間の発想、専門性、経験を活かして県内で活動する県民の団体、グループ、企業等（以下「団体等」という。）から募集し、先駆的な企画を提案した団体等に委託実施する。

## 2 事業内容

公募講座として次のとおり実施する。

- (1) 委託内容 フェミサイドの原因やジェンダー平等などについて理解を深めるための啓発、インターネット・SNS利用時のリスクや注意点などに関するメディアリテラシー向上研修等を計1回以上県内で開催する。
- (2) 募集数（委託数） 1事業（1団体）
- (3) 委託金額 1事業あたり495,000円以内
- (4) 委託期間 委託契約の日から令和8年3月31日までの間で、業務実施に必要な期間とする。

## 3 委託対象者の要件

本事業の企画運営を推進することができ、次の各号の全てを満たす団体等とし、法人格の有無は問わない。また、複数の団体等と共同して応募することもできる。

- (1) 自律的に活動する団体等として1年以上の活動実績がある、又は過去によりん彩（現：鳥取県男女協働未来創造センター）の事業を受託したことがあり、事業実施体制が整っていること。
- (2) 構成員5人以上で組織する団体等で、団体事務局又は活動のための事務所が県内に所在すること。
- (3) 団体等に係る規約、会則、定款等を有していること。
- (4) 事業実施にあたり、必要な範囲において鳥取県との打ち合わせに参加でき、連絡調整がスムーズに取れる体制を持つ団体等であること。
- (5) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。

## 4 公募講座の応募方法

- (1) 提出書類 「フェミサイド対策事業企画提案書」1部（指定様式）
- (2) 提出方法 郵送、持参または電子メール
- (3) 提出期限 令和7年8月15日（金）
- (4) 提出場所 鳥取県男女協働未来創造本部未来創造課（以下、「未来創造課」という。）  
（倉吉市駄経寺町212-5）
- (5) その他
  - ア 企画提案書作成に必要な費用、鳥取県との打ち合わせに必要な経費については、各提出者の負担とする。
  - イ 提出のあった企画提案書については返還しない。

## 5 公募講座の選定方法

- (1) 審査・選定方法  
未来創造課長が別途指名する3名の審査員により審査を行い決定する。なお、審査にあたって、法令等に違反するものや鳥取県が行う事業として不適切な企画は、審査前に不採用とする。
- (2) 選定基準  
選定委員は、企画提案書に基づいて次の点を総合的に評価・選定する。
  - ア 事業目的の適格性
  - イ 事業内容の的確性

- ウ 事業効果
- エ 事業遂行能力

(3) 結果通知

選定の結果は、審査終了後、速やかに通知する。

6 委託手続き

(1) 委託契約

採択された事業は、被採択者と鳥取県との協議により、具体的実施計画を策定し、内容が確定後、被採択者から事業実施計画書（指定様式）の提出を受けて、委託契約を締結する。

(2) 報告書の提出

受託者は事業終了後、30日以内に事業実施報告書（指定様式）を鳥取県に提出する。

(3) 委託料の支払い

事業完了検査後の精算払、又は、必要に応じて概算払とする。

(4) 事業実施に伴う収入

当該委託事業の実施に伴って発生した収入がある場合、事業費から当該収入を差し引いた額を上回る委託料は交付しないものとし、支払い済みの委託料がある場合は返還することとする。

(5) 委託事業の対象経費

<b>対象経費</b> (事業の実施に直接必要となる経費)	<b>対象外経費</b> (事業の実施に直接必要とみなされない経費)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師謝金</li> <li>・ 講師旅費</li> <li>・ 会場使用料</li> <li>・ 啓発動画等使用料</li> <li>・ ポスター・チラシ等の印刷製本費</li> <li>・ 消耗品費</li> <li>・ 通信運搬費</li> <li>・ 人件費・交通費※</li> <li>・ 託児料 など</li> </ul> <p>※印の経費については、委託金額の1割を上限とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画提案書作成に要する経費</li> <li>・ 審査に要する経費</li> <li>・ 鳥取県との打ち合わせに要する経費</li> <li>・ 団体等の運営や維持のための経常的な経費（パソコン等の備品購入費等）</li> <li>・ 講師への土産代</li> <li>・ スタッフの食糧費</li> <li>・ 事業参加者が消費する原材料費等※</li> <li>など</li> </ul> <p>※参加者の飲食代及びその原材料費、参加者が成果物を持ち帰ることができる場合の材料費等を含む。</p>

7 鳥取県との役割分担

受託者	鳥取県
<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画</li> <li>○講師との打ち合わせ等具体的準備</li> <li>○チラシ・ポスター、当日資料等作成、印刷</li> <li>○会計</li> <li>○当日の準備・進行・運営・記録</li> <li>○アンケート及びアンケート集約</li> <li>○その他セミナー実施に必要な業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画への助言</li> <li>○事業実施に必要な情報の提供</li> <li>○その他未来創造課長が必要と認める支援</li> </ul>
<p>[共通・連携業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広報</li> <li>○参加者募集</li> </ul>	

8 附則

この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

この要領は令和7年7月4日から施行する。